

厚生労働統計等に係る データ利活用の現状と課題

令和 2 年 5 月 2 2 日
厚生労働省

目次

1. 厚生労働統計における利活用制度
 - (1) 利活用制度一覧表
 - (2) オンサイト利用について
 - (3) 厚生労働統計提供件数
 - (4) 行政記録情報の活用
2. 広報について
 - (1) ホームページの改正（令和2年3月）
 - (2) 事務処理要領等
 - (3) 周知状況
3. 審査手続と審査の流れ
 - (1) 統計法第33条（調査票情報）における審査の流れ
 - (2) 統計法第34条（オーダーメイド）における審査の流れ
 - (3) 統計法第36条（匿名データ）における審査の流れ
 - (4) オンサイト施設における利用の流れ
 - (5) 手続きにかかる時間
4. 諸外国の統計データの活用状況
5. 行政記録情報の活用に係るこれまでの動向
6. 利用者アンケート

1. 厚生労働統計における利活用制度

(1) 利活用制度一覧表（令和元年度末現在）

- 厚生労働統計において、現在、利活用可能な制度は以下の通り。
- 制度によって、利用できる者や利用目的などに一定の条件がある。

	統計法	対象調査	利用者	具体的利用例	オンサイト利用 (※5)	費用 (※6)
調査票情報 の利用	第32条	全基幹・ 一般統計	厚生労働省	調査計画にない特別集計、 統計調査のための調査名 簿作成を行う	統計センターに 委託契約を 結べば可能	無料
	第33条 第1項 第1号	全基幹・ 一般統計 (※1)	行政機関、行政機関の業務委託 者（契約行為）	他省庁、地方自治体、国 立大学が統計作成を行う	可能	無料 (オンサ イト利用 も無料)
	第33条 第1項 第2号		試験的研究事業を行う者、行政 機関から研究事業の委託を受け た・公募採用された者等	厚生労働科学研究費等に よる研究を行う		
	第33条 の2	6調査 (※2)	学術研究の発展のため、論文等 に用いる者	学会等に所属し調査研究 を行う、高等教育を行う	オンサイト 利用が前提	有料
その他の 利用	第34条 (オーダーメイド)	5調査 (※3)	学術研究の発展、教育の発展、 官民データの統計利活用事業を行 う者	学会等に所属し調査研究 や教育利用を行う、中等 教育（高校）以上の教育 を行う	—	有料
	第36条 (匿名データ)	1調査 (※4)	上記に加え、国際比較を行う者		—	

(※1) 利用を認めていない統計あり。

(※2) 人口動態調査（H28,29）、賃金構造基本統計調査（H28,29）、薬事工業生産動態統計調査（H28,29）、就労条件総合（H29,30）、医薬品・医療機器産業実態調査（H27,28）、国民栄養調査（H28,29）

(※3) 人口動態調査（出生票・死亡票）（H19～29）、医療施設（静態）調査（H20,23,26）、患者調査（H20,23,26）、毎月勤労統計調査特別調査（H21～29）、賃金構造基本統計調査（個人票）（H18～30。利用申出・手続先は委託先の独立行政法人統計センター）

(※4) 国民生活基礎調査（H7,10,13,16,19,22,25）

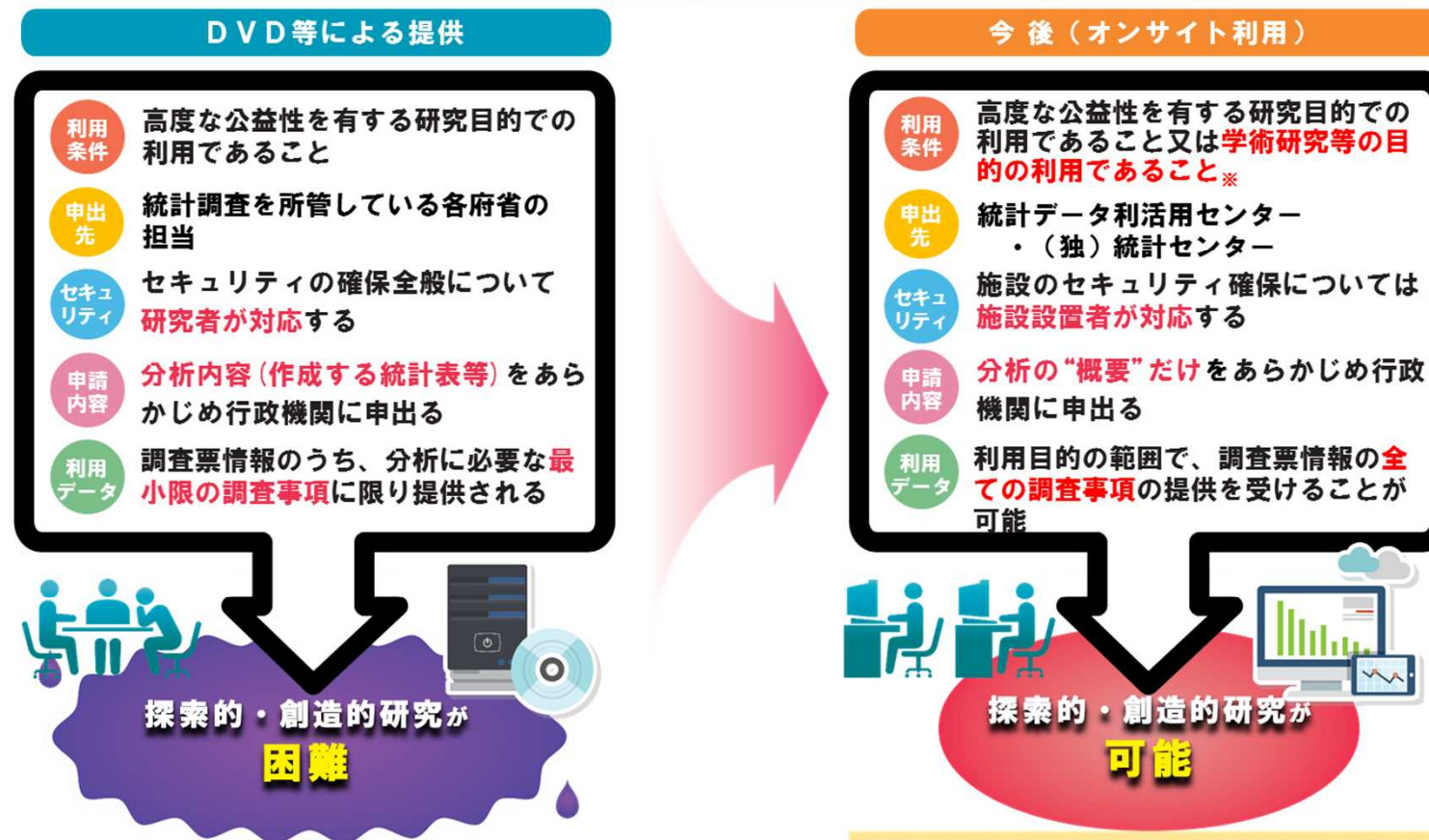
(※5) オンサイト利用可能な調査は、賃金構造基本統計調査（H28,29）、人口動態調査（H28～30）、就労条件総合調査（H29,30）、薬事工業生産動態統計調査（H28,29）、医薬品・医療機器産業実態調査（H27,28）、国民健康・栄養調査（H28,29）

(※6) 利活用申請等に係る費用は無料であっても、実費（郵送料、記憶媒体代等）はかかる。

(2) オンサイト利用について

- 統計法制度の改正（平成30年6月）により「統計法第33条の2」が規定され、提供範囲が拡大（令和元年5月から施行）したことに伴い、マイクロデータ（調査票情報）の新たな提供（利用）形態として、オンサイト利用の本格運用が開始された。
- 統計法第33条の2はオンサイト利用が前提であるが、統計法第33条についても、オンサイトの利用は可能。
- **統計法第33条の場合はオンサイト利用料は無料**、統計法第33条の2の場合は有料。
- 厚生労働省所管分については、令和元年度（本格稼働した5月以降）3件のみと、利用実績の出だしは低調。

マイクロデータ（調査票情報）の新たな提供（利用）形態



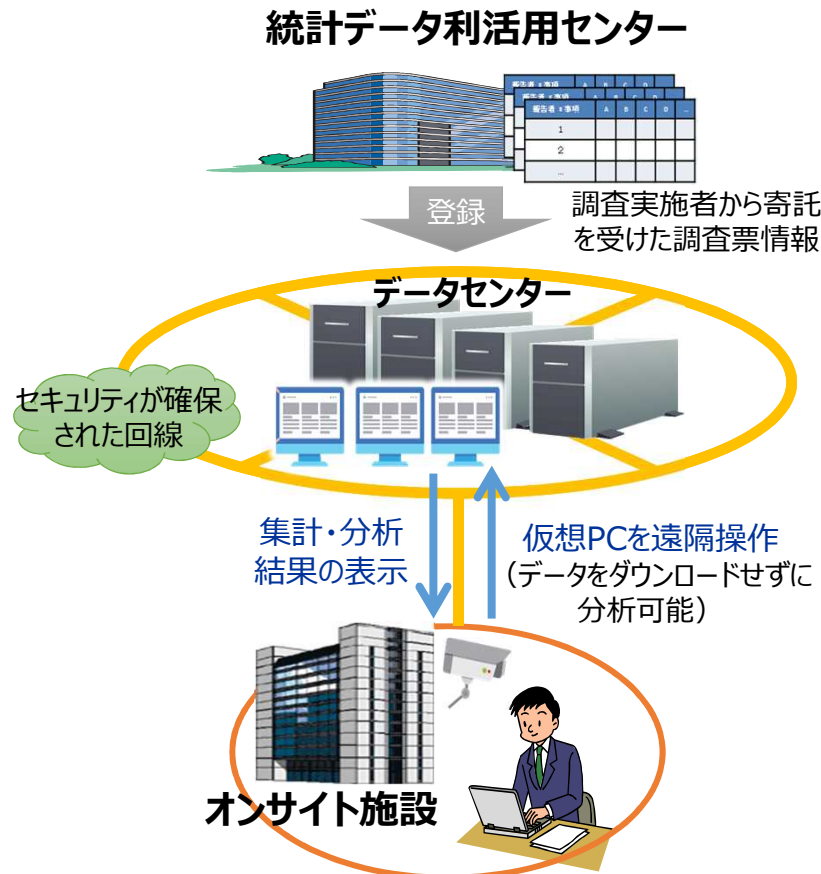
（出典）公的統計における2次利用制度とオンサイト利用の概要/公的統計マイクロデータ研究コンソーシアムシンポジウム（2020年1月28日）谷道正太郎（総務省統計局・（独）統計センター、統計データ利活用センター）

※「学術研究等」とは、大学等、公益社団法人又は公益財団法人（公益目的事業に限る）が行う研究、大学等に所属する教員が行う研究などが該当します。
学術研究等の目的で利用する際は有料となります。

マイクロデータの利活用推進

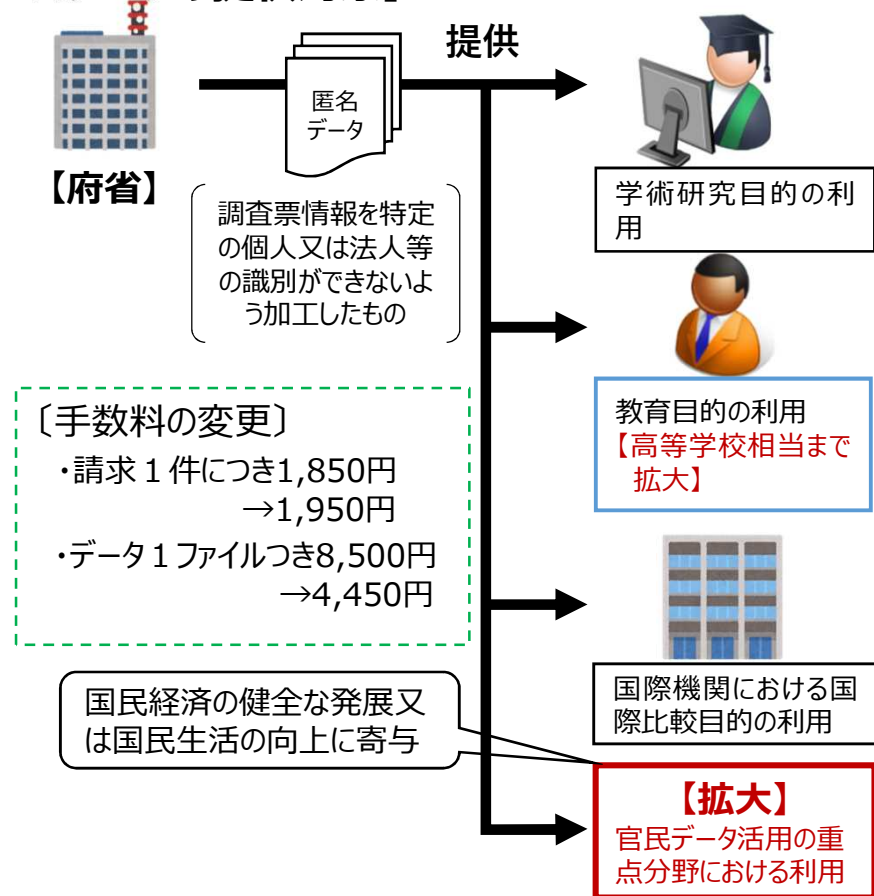
- 統計法の改正により調査票情報の提供対象が拡大されたこと等を踏まえ、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護の両立が可能な**調査票情報のオンサイト利用**を推進
- また、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の対象を、高等学校相当の教育目的や官民データ活用推進基本法による重点分野に拡大し、手数料を見直し

【調査票情報のオンサイト利用（イメージ）】



探索的・創造的な研究が可能

【匿名データの提供対象】



※オーダーメイド集計も同様の見直しを実施

(出典) 統計行政の最近の動向 (令和2年1月 総務省)

(3) 厚生労働統計 提供件数

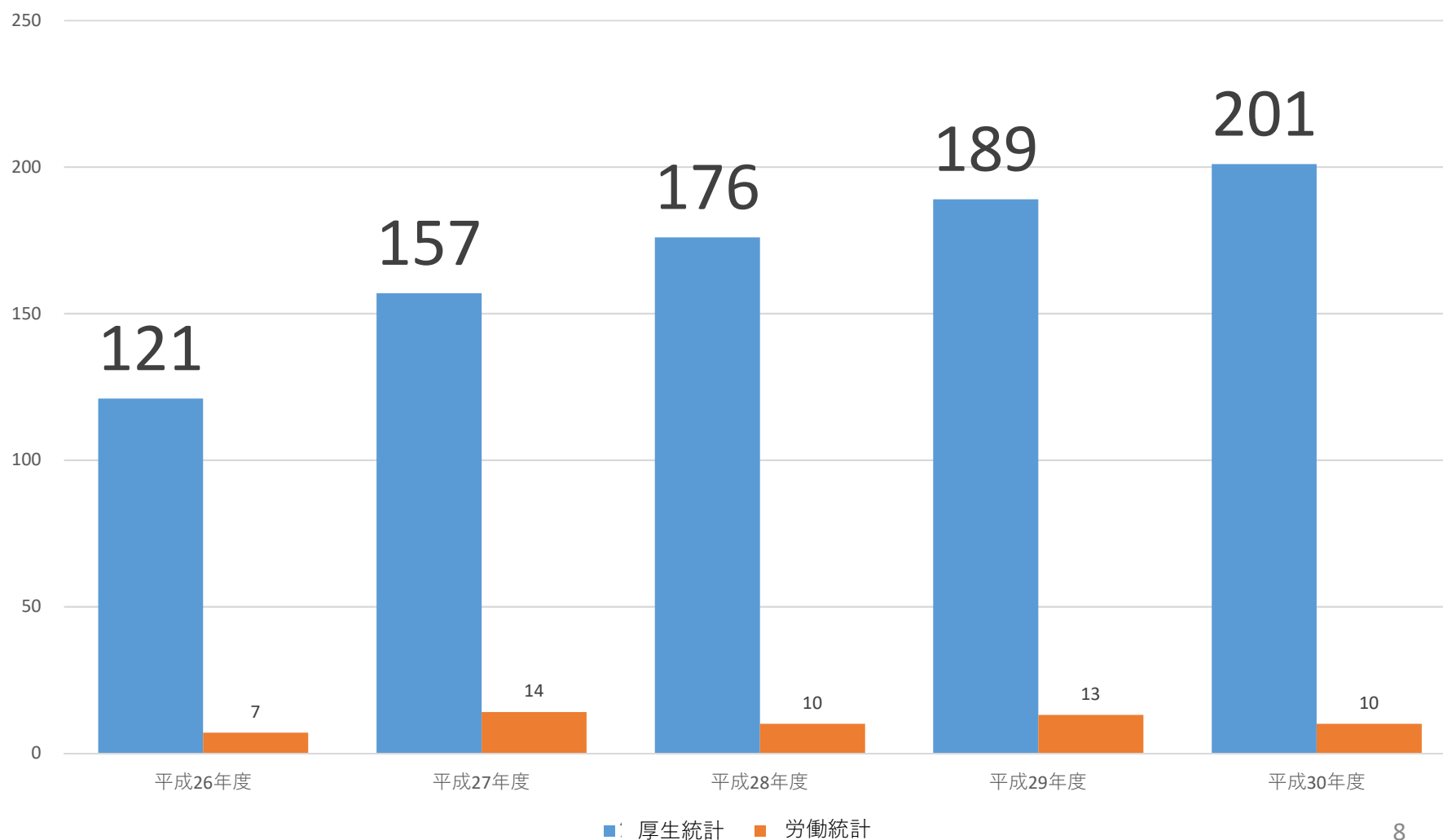
- 調査票情報の提供件数はほぼ横ばいであるが、相対的に審査に時間がかかる第33条第1項第2号の提供件数が近年急増している。
- その他の利用については、第34、35条のいずれも提供件数がほぼ一桁となっている。
- 統計法第32条、33条、33条の2の利用の場合には、オンサイト施設の利用を推進すべきではないか。

	統計法	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度
調査票情報の 利用	第32条	188	180	195	239	194
	第33条第1項 第1号	1,222	1,197	1,120	1,185	1,018
	第33条第1項 第2号	128	171	186	202	211
	(再掲) 政策統括官(統情) 厚生統計	(121)	(157)	(176)	(189)	(201)
	第33条の2	—	—	—	—	—
その他の 利用	第34条 (オーダーメイド)	4	1	1	5	4
	第36条 (匿名データ)	4	8	8	6	11

(資料) 統計法第55条報告

- 前年の申請内容と同様の申請内容であるケースは少なく、複数の調査、複数の年次（データフォーマットは年次ごとに異なることが多い）を利用することもあり、相対的に審査に時間がかかる第33条第1項第2号の提供件数が近年急増している。

法第33条第1項第2号 政策統括官（統情） 提供件数



- 第33条第1項第2号の提供件数（政策統括官（統情）分）の調査別内訳を見ると、人口動態調査と国民生活基礎調査で半分近く（95件、約45%）を占めている。

調査票情報（統計法第33条第1項第2号）の調査別提供件数（平成30年度 政策統括官（統情）分）

	調査名	提供件数
1	人口動態調査	68
2	国民生活基礎調査	27
3	医療施設調査	17
3	介護給付費（等）実態調査（※1※2）	17
5	21世紀出生児縦断調査	15
6	医師・歯科医師・薬剤師調査（※2）	12
7	介護サービス施設・事業所調査	9
8	賃金構造基本統計調査	7
8	21世紀成年者縦断調査	7
8	中高年者縦断調査	7
11	患者調査	5
11	病院報告	5
12	社会医療診療行為別調査（※2）	3
12	受療行動調査	3
14	毎月勤労統計調査、労使関係総合調査（労使コミュニケーション調査）、雇用動向調査、厚生行政基礎調査、国民健康調査、国民生活実態調査、福島県患者調査、訪問看護統計調査、保健衛生基礎調査	各1
	合計	211

（※1）平成26（2014）年まで介護給付費実態調査、平成27（2015）年から介護給付費等実態調査

（※2）現在は業務統計。提供件数は業務統計になる前の調査が対象

○ 申請者の利用目的について

- 2019年度に受け付けた申請者の利用目的について、以下の通り、その傾向を整理した。

	利用目的の傾向（2019年度）
統計法第33条 （調査票情報の利用）	<第1項第1号> ・現状分析、施策検討、評価、実態把握等の行政に必要な情報を得るため等の基礎資料としての利用が多く、数は少ないが、調査研究、調査名簿作成のための利用もある。 ・労働統計は都道府県等の人事委員会の給与検討用基礎資料のため等が多い。 <第1項第2号> ・大半が科学研究費助成事業（科学研究費補助金（基盤研究）や科学研究助成基金助成金）。 ・数は少ないが省庁の事業もある。 ・多いテーマは医療、他は行政、経済、社会学、労働等
統計法第34条 （オーダーメイド）	・件数が少なく、学術研究のみ。 ・内容は、主に医療に関するもの。
統計法第36条 （匿名データ）	・学術研究が最多、少ないが教育もあり。 ・国際比較統計利活用事業及び官民データ統計利活用事業はなし。 ・学術研究の内容は、経済や医療に関するもの。

（資料）2019年度決裁分から抜粋したもの。

(4) 行政記録情報の活用

- 行政機関が業務目的で収集する行政記録情報（いわゆる「業務データ」）の活用として、①業務統計としての公表、②医療のレセプトデータの研究者への提供、③ハローワーク等のデータを活用した指標作成等を行っている。

1. 業務統計としての公表

- 厚生労働省では、業務目的で収集した情報を業務統計として、90あまりの統計を公表している。
例) 「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」、「雇用保険事業月報」、「介護保険事業状況報告」、「厚生年金基金の財政状況等」
- 所管課室に確認したところ、業務統計の活用目的として、約8割の統計が審議会・検討会において報告、活用しているとし、約5割の統計が白書等に活用している。

2. レセプトデータの研究者への提供

- NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析などに用いるデータベースを構築。
- 匿名データの提供、オープンデータ（ニーズの高い基本統計表の公表）、オンサイト施設のサービス提供（平成28年12月より試行的に実施）等を現在実施している。
- データ利用にあたっては提供依頼申出者に対し一定の要件を備えるよう求めているとともに、申出に対しては、研究内容及び研究環境におけるセキュリティ等の観点から、有識者会議において審査が行われている。

3. 近年の業務統計に係る改善

- 雇用保険の業務統計を活用し、新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を算出・公表。
- 都道府県別の有効求人倍率について、求人を受理したハローワークを管轄する都道府県労働局ごとに集計する「受理地別」だけでなく、各求人の就業地をもとに集計する「就業地別」も算出・公表（平成17年2月分より）。

2. 広報について

(1) ホームページの改正（令和2年3月）

- 利用者の視点に立ったわかりやすい広報を目指し、厚生労働省ホームページの「統計情報・白書」の直下に「調査票情報を利用したい方へ」を設置。表現方法についても以下の通り、改善を図ったが、引き続きわかりやすい内容となるよう努めてきたい。
- 調査票情報等の利用について、容易にアクセス出来るように、厚生労働省ホームページを令和2年3月に改正。

<改正のポイント>

- 厚生労働省ホームページのトップページからのアクセスの容易化

(旧) トップページ ⇒ 「統計情報・白書」 ⇒ 「各種統計調査」 ⇒ 「統計情報をご利用の方へ」 ⇒ 「調査票情報等の利用」

(新) トップページ ⇒ 「統計情報・白書」 ⇒ 「統計情報をご利用の方へ」 ⇒ 「調査票情報等の利用」

- 従来は、申請内容毎（統計法第33条第1項、第33条の2、オンサイト利用、オーダーメイド利用及び匿名データ）に利用できる方についての情報を記載。
- 「調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ」について一覧表を作成し、利用者にわかりやすい表示とした。

厚生労働省ホームページ（調査票情報の利用） 改正後、令和2年3月～

厚生労働省ホームページ（調査票情報の利用） 改正後、令和2年3月～

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

統計情報・白書

社会保障と税の一体改革

安心して 元気に

2/6

災害関連情報

毎月勤労統計調査に係る雇用・労災保険等の追加給付 住所情報等の登録フォーム、雇用保険の福易計算ツールほか詳しくはこちら

大臣・副大臣・大臣政務官（記者会見等）

社会保障制度改革

「働き方改革」の実現に向けて

年金生活者支援給付金について

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

医療保険のオンライン資格確認について



ブラウザのアドレスバー: <https://www.mhlw.go.jp/index.htm>

言語切替: 日本語 | ヘルプ | 文字サイズの変更: 標準 | 大 | 特大 | English site

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム | 本文へ | お問い合わせ窓口 | よくある御質問 | サイトマップ | 国民参加の場

Google カスタム検索

メニュー: テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

統計情報・白書

各種統計調査 | 白書、年次報告書 | **調査票情報を利用したい方へ**

虐待かも
と思ったら
いちはやく
189番へ

児童相談所虐待
対応ダイヤル
「189」
令和元年12月
より、「189
(いちはや
く)」の通話料
を無料化しまし
た。

5/6

災害関連情報

毎月勤労統計調査に係る雇用・労災保険等の追加給付 住所情報等の登録フォーム、雇用保険の福利計算ツールほか詳しくはこちら

大臣・副大臣・大臣政務官(記者会見等) | 社会保障制度改革 | 「働き方改革」の実現に向けて

年金生活者支援給付金について | 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」 | 医療保険のオンライン資格確認について

新着情報

2020年1月27日
その他
調査情報 刑務所出所者等就労支援事業(支給業務等) NEW

2020年1月27日
その他
調査情報 令和2年度母子保健指導者養成に係る広報啓発一式 NEW

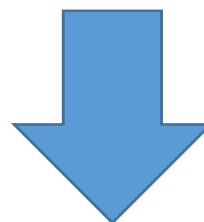
2020年1月27日
その他
調査情報 令和2年度「健やか親子21(第2次)」普及啓発業務 NEW

2020年1月27日
審議会等
第4回人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議 議事録 NEW

2020年1月27日
審議会等
第8回旧厚生保健法一時金請求審査会の開催について NEW

フォトレポート

2019年12月16日
特区民泊認定施設
特区民泊の状況把握



調査票情報等の利用

調査票情報等の利用

調査票情報の個票利用について（公的研究）

（厚生労働科学研究費、文部科学研究費等で調査票情報を利用される方、他省庁、地方自治体、国立大学等公的機関の方）

▶ [統計法第33条第1項による調査票情報の提供](#)

調査票情報の個票利用について（学術研究）

（公的研究、各種大学、公益社団法人、公益財団法人（公的目的事業に限る）の方またはそれらの補助する調査研究公募により認められた方）

▶ [統計法第33条の2による調査票情報の提供](#)（オンサイト施設利用による調査票情報の提供のみ可能）

オーダーメイド集計及び統計データの提供

（学術研究の発展に資すると認められる統計表の作成等を行う方、
教育の発展に資すると認められる統計表の作成等を行う方、
官民データ活用推進基本法において指定されている、重点分野に係る統計作成等を行う方等）

※ オーダーメイド集計とは、申請者からの委託内容に応じて、統計表を作成し、提供します。
匿名データとは、特定の個人または法人その他の団体の識別ができないよう加工されたデータです。

▶ [オーダーメイド集計及び匿名データの提供](#)

オンサイト施設の利用について

（公的研究（統計法第33条第1項）、学術研究（統計法第33条の2）により統計表等を作成される方）

▶ [オンサイト利用による調査票情報の提供](#)

○調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ

		利用ケース	具体的利用者の例	根拠条文	利用方法				費用の有無
					調査票情報の提供	オンサイト利用 https://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/chousahyojouhou.html	オーダーメード集計	匿名データの提供	
調査票情報等の提供	https://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/chousahyo.html	行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等、又はその他特別な事由があると認める統計の作成等	他省庁、地方自治体等	33条第1項第1号	○	○	-	-	原則無料。 ただし、データ提供の方法によって郵送料等の実費がかかる場合があります。
		公的機関等からの委託、又は公的機関等と共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う場合	国立大学	33条第1項第2号	○	○	-	-	
		費用の全部又は一部を公的機関等からの公募による補助を受けて行う調査研究に係る統計の作成等	厚生労働科学研究費、 文部科学学術研究費等		○	○	-	-	
	https://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/chousahyojouhou.html	学術研究の発展に資するなどの相当の公益性を有する統計の作成等を行う場合 ・学術研究の発展に資する統計の作成等 ・高等教育の発展に資する統計の作成等	大学（国立、公立、私立）又は大学、公益法人が公募の方法に補助する調査研究者	33条の2	-	○ オンサイト利用のみ	-	-	オンサイト利用に係る審査等手数料がかかります。
オーダーメード集計		・学術研究の発展に資する統計の作成等 ・教育の発展に資する統計の作成等 ・官民データ活用推進基本法により指定された重点分野に係る統計の作成等の場合	学術研究、教育の発展、 官民データ統計利活用事業	34条	-	-	○ オーダーメード集計の利用可能な統計調査のみ	-	有料 ・作業1時間当たり4,400円 ・CD-R1枚につき100円 ・DVD-R1枚につき120円 ・郵送料 等
匿名データの提供	https://www.mhlw.go.jp/toukei/itaku/	・学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等 ・教育の発展に資すると認められる統計の作成等 ・国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等（国際比較統計利活用事業目的） ・官民データ活用推進基本法により指定された重点分野に係る統計の作成等の場合	学術研究、教育の発展、 官民データ統計利活用事業	36条	-	-	-	○ 匿名データの利用可能な統計調査のみ	有料 ・申出1件につき1,950円＋匿名データファイル1枚につき4,450円 ・CD-R1枚につき100円 ・DVD-R1枚につき120円 ・郵送料

(2) 事務処理要領等

- 利用しやすいよう様式を簡略化するなど、今年2月に改正を行った。
手続きの詳細を記載していることから、より利用者に理解しやすい手引きとしていく必要がある。

<各種データ提供に関する手引きの一覧>

- 統計法第33条に基づく調査票情報の提供に係る厚生労働省事務処理要領
(参考資料1)
- 調査票情報の提供に関する利用申出手引 (参考資料2)
- 委託による統計の作成等の利用申出手引 (参考資料3)
- 匿名データの提供申出手引 (参考資料4)

(3) 周知状況

- 更なる利活用につなげていくため、利用が考えられる研究者等が集まる学会やシンポジウム等において、利用に係るパンフレットを配布するなど広報を行っている。

広報活動（学会参加及びパンフレット配布等）実績一覧（平成30年度）

No.	日付	名称	場所	広報内容
1	4/27	早稲田大学データ科学総合研究教育センターワークショップ	早稲田大学	自由配布
2	5/19	応用統計学フロンティアセミナー	統計数理研究所 大会議室	自由配布
3	6/9～10	日本経済学会2018年度春季大会	兵庫県立大学	自由配布
4	6/2～3	日本人口学会第70回大会	明海大学	自由配布
5	9/3～6	日本行動計量学会第46回大会	静岡県立大学	自由配布
6	9/8～9	日本経済学会2018年度秋季大会	学習院大学目白キャンパス	自由配布
7	9/9～13	2018統計関連学会連合大会	中央大学後樂園キャンパス	自由配布 (統計センターの展示ブースにて)
8	9/10～11	経済統計学会第62回全国研究大会	和歌山県民文化会館	自由配布
9	9/3～5	第34回ファジィシステムシンポジウム	名古屋大学	自由配布
10	9/13～14	第14回TRIZシンポジウム2018	中野サンプラザ	自由配布
11	10/3	標準化と品質管理全国大会2018	都市センターホテル	自由配布
12	10/10～10/11	第9回横幹連合コンファレンス	電気通信大学	自由配布
13	11/10～11/11	第32回シンポジウム日本計算機統計学会	滋賀大学	自由配布
14	11/5～11/7	情報論的学習理論ワークショップ IBIS2018	札幌市中央区かでの2.7	自由配布
15	1/19	データ利活用シンポジウム	和歌山県民文化会館	自由配布
16	1/23	東京大学・横浜市立大学・早稲田大学合同シンポジウム「大学におけるデータサイエンス教育の現状と未来」	早稲田大学	自由配布
17	1/26	平成30年度KUMiCマイクロデータ利用促進ワークショップ 「公的統計のマイクロデータを用いた研究と二次的利用の概要」	神戸大学経済研究課大会議室	自由配布
18	2/21～2/22	第3回 人間・社会データ構造化シンポジウム	国立情報学研究所 12階 1208・1210室	自由配布
19	3/2	第16回 統計教育の方法論ワークショップ	実践女子大学渋谷キャンパス	自由配布
20	3/7	平成30年度研究集会 「マイクロデータから見た我が国の社会・経済の実像」	一橋大学国立東キャンパス 第3研究館 3階研究会議室	自由配布

※ 令和元年度は新型コロナウイルスの影響により開催中止となったものがあり、広報活動にも支障が生じており、今後においては、引き続き同様の支障が生じることも想定される。

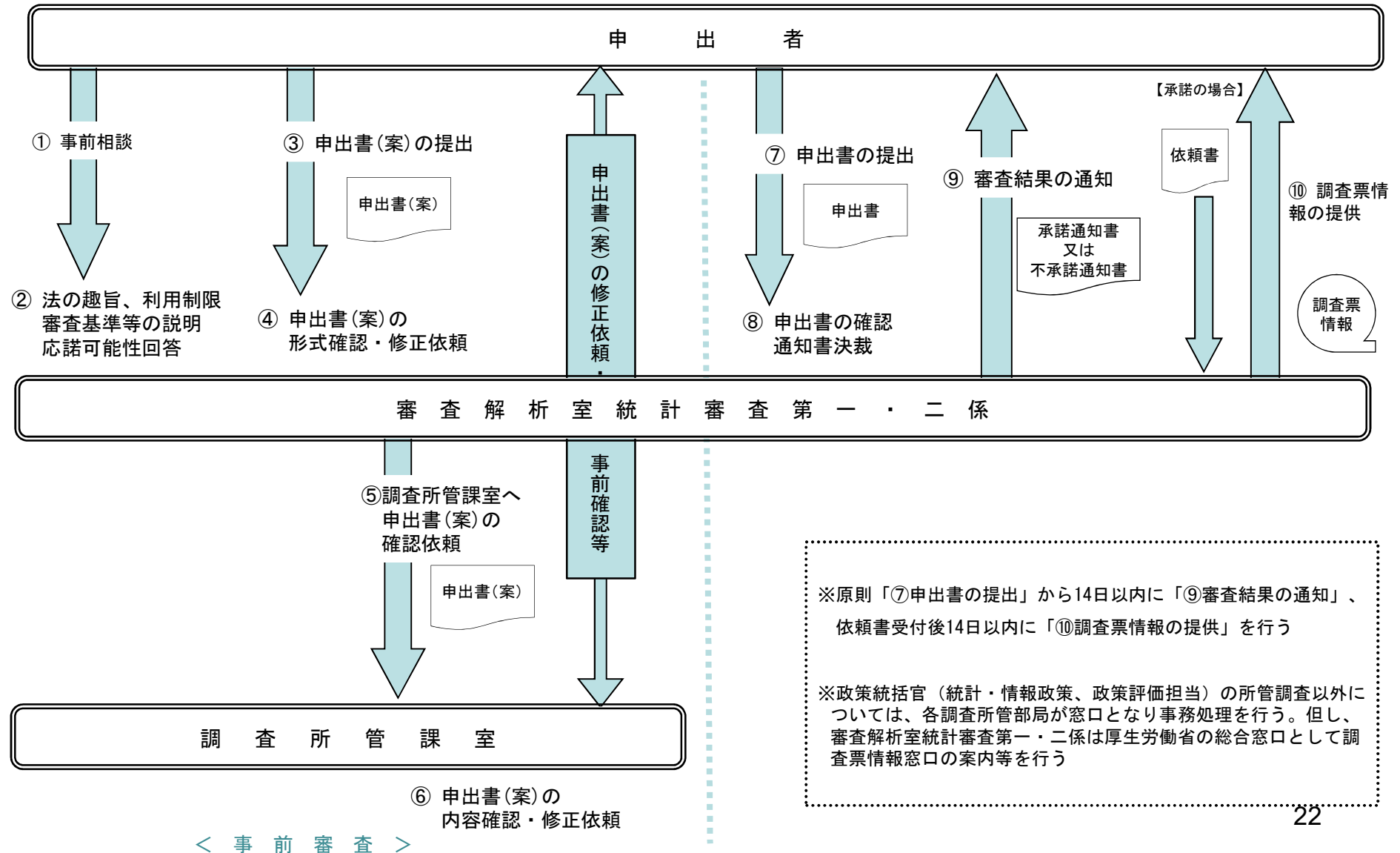
広報活動（学会参加及びパンフレット配布等）実績一覧 （平成31、令和元年度）

No.	日付	名称	場所	広報内容	備考
1	5/25	日本品質管理学会第119回研究発表会	日本科学技術連盟・東高円寺ビル	自由配布	
2	6/5	統計数理研究所創立75周年記念事業	学術総合センター	自由配布	
3	8/29～8/31	日本知的情報ファジィ学会	大阪大学 豊中キャンパス	自由配布	
4	9/5～9/7	経済統計学会第63回全国研究大会	東北学院大学 土樋キャンパス	自由配布	
5	9/8～9/12	2019統計関連学会連合大会	滋賀大学 彦根キャンパス	自由配布 (統計センターの展示ブースにて)	
6	10/9	標準化と品質管理全国大会2019	都市センターホテル	自由配布	
7	10/12～10/13	日本経済学会2018年度秋季大会	神戸大学	自由配布	
8	9/30	金沢大学 統計データ活用セミナー	金沢大学角間キャンパス	講演を行い、資料の一部	
9	10/19～10/20	統計の日(統計データ・グラフフェア)	新宿駅西口広場	総務省作成の各省まとめ版パンフレットが配布される	
10	11/9～11/10	行動経済学会 第13回大会	名古屋商科大学ビジネススクール (名古屋キャンパス)	自由配布	
11	11/20～11/23	第22回情報論的学習理論ワークショップ IBIS 2019	ウイנק あいち	自由配布	
12	11/23	日本品質管理学会 第49回年次大会	早稲田大学 (西早稲田キャンパス)	自由配布	
13	11/30～12/1	日本計算機統計学会 第33回シンポジウム	青山学院大学(青山キャンパス)	自由配布	
14	2/27、3/4、3/6、 3/13	統計局 ビジネスパーソン向け統計データ活用1dayセミナー	東京、大阪、和歌山、名古屋 計4か所	自由配布	新型コロナウイルスの影響により開催中止。パンフレット送付済みだが、他のイベント開催において利用する旨、統計センターより連絡あり。
15	2/28～2/29	日本統計学会 第17回 統計教育の方法論ワークショップ・理数系教員授業力向上研修会	統計数理研究所	自由配布	
16	3/3	情報・システム研究機構 第4回 社会データ構造化シンポジウム	国立情報学研究所	自由配布	

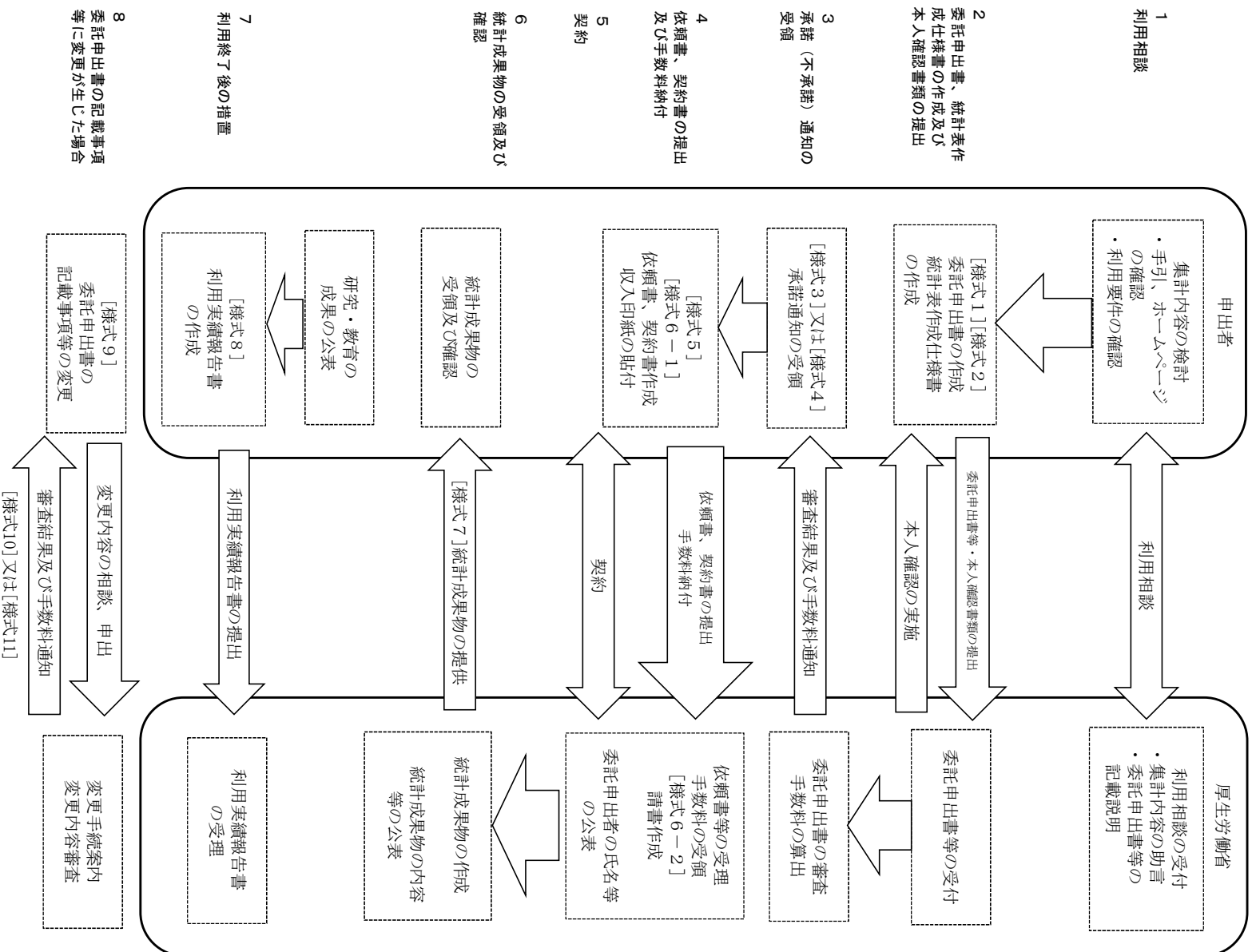
3. 審査手続と審査の流れ

(1) 統計法第33条（調査票情報）における審査の流れ

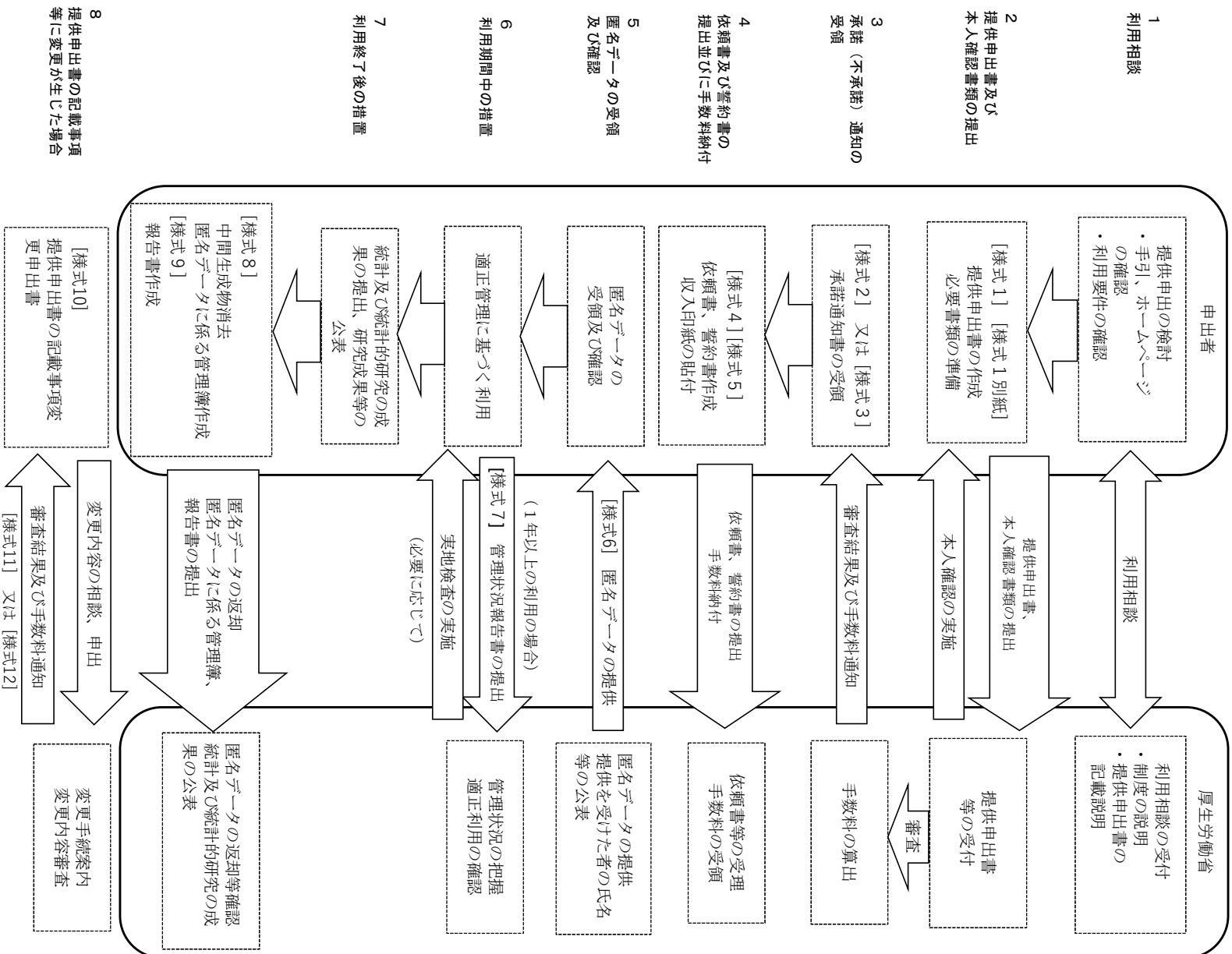
～統計法第33条における政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）内の事務処理の流れ～



(2) 統計法第34条（オーダーメイド）における審査の流れ

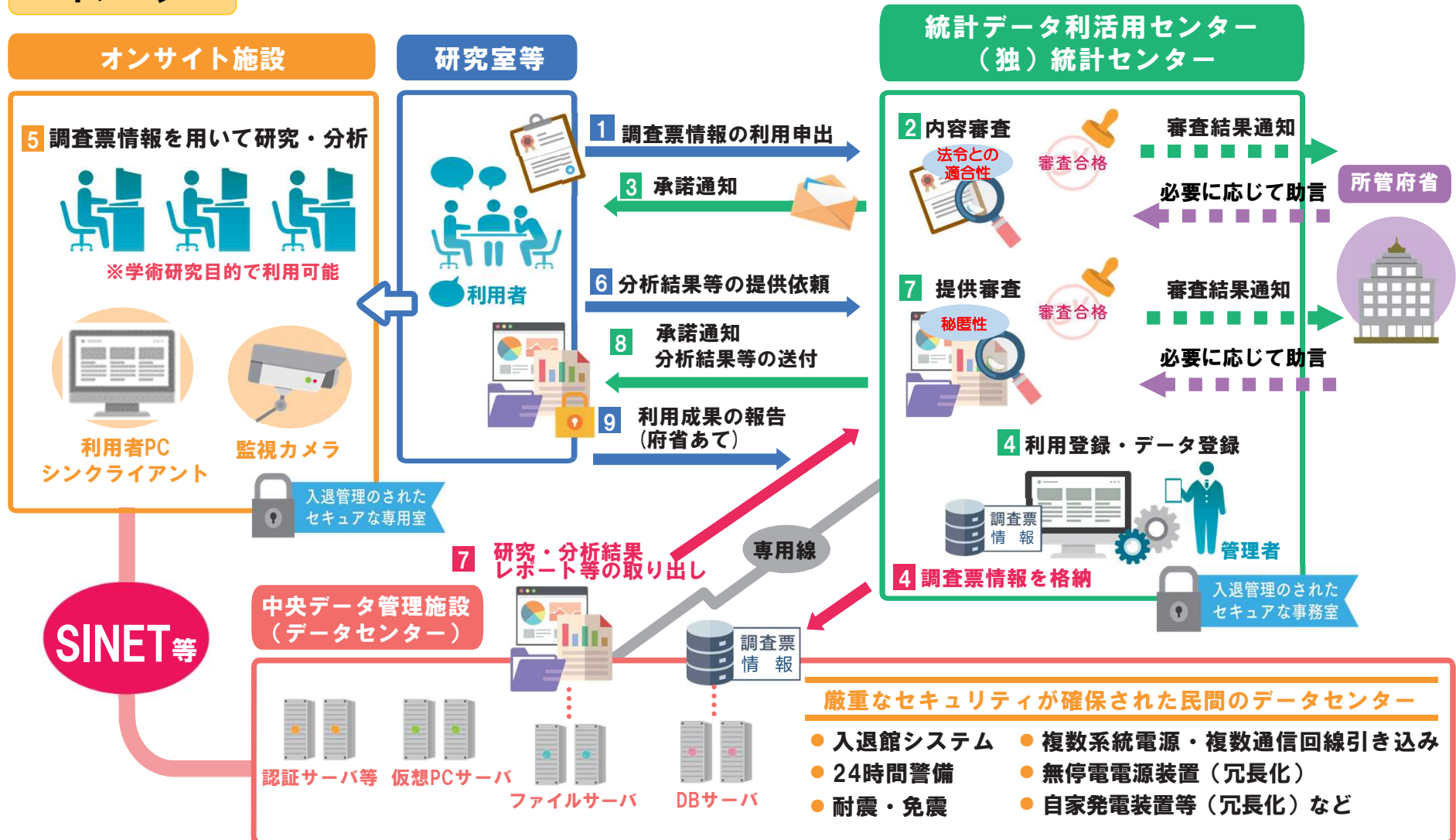


(3) 統計法第36条(匿名データ)における審査の流れ



(4) オンサイト施設における利用の流れ

イメージ



(5) 手続きにかかる時間

- 申請書類に疑義がある場合の確認、複数の調査や複数の年度をまたぐ場合は、データフォーマットが異なること等から、審査には時間がかかっている。
- さらに、令和元年の統計法改正に伴い、全省的に申請様式に大幅な変更があり、手続きが厳格化されたことにより、調査票情報の利用申請の審査に時間を要したことや、新型コロナウイルス対応等の特殊な事情から、令和元年度以降の調査票情報の提供については、例年より提供に時間を要している状況。

審査に係る平均日数(平成30年度実績)

47日

※申請(事前審査の書類が提出された時)から提供までの期間

4. 諸外国の統計データの活用状況

4. 諸外国の状況

- 日本の統計法第33条のように、個票データの磁気媒体による提供を行ってる国は少ない。
- 個票データを提供しているノルウェーにおいては、利用申請から提供までに数ヶ月の期間が係り、有料である。
- オンサイト、匿名化マイクロデータやパブリックユースファイルの提供が多く、個票データの利用もリモートアクセス等を用いている。

諸外国の統計作成部局におけるマイクロデータの提供形態

データの種別/提供形態	個票データのオンサイト施設の提供	個票データの磁気媒体による提供	個票データのリモートアクセスによる提供	プログラム送付型のリモートエグゼキューションによる提供	オンデマンドシステムによる提供	匿名化マイクロデータの提供	Public Use Fileによる提供
各国の統計作成部局							
Eurostat	○			?	?	○	○
イギリス国家統計局	○		○		?	○(UKDSから提供)	○
ドイツ連邦統計局	○			○		○	○
フランスINSEE			○			○	○
オランダ統計局	○		○	△	○	○	○
デンマーク統計局			○		○		
フィンランド統計局	△		○			○	
アメリカセンサス局	○				○		○
カナダ統計局	○			○	○		○
オーストラリア統計局	○		○	△	○	○	
ノルウェー統計局	○	○		○			○(NSDから提供)
総務省統計局	○	○				○	

出所 伊藤(2018a)、赤谷他(2014)、伊藤(2017)、伊藤他(2018)、Zayatz(2007)に基づき作成

4

注 上図の中で、「○」は運営されていることを表す。「△」は運営中であるが、活動を休止していることを意味している。なお、「？」は調査を行った時点(2019年3月時点)では計画中であって、提供の方向性について未定であることを表している。

(資料) 海外における公的統計マイクロデータと行政記録情報の利活用に関する展開方向(20190912) (中央大学 伊藤伸介教授)

5. 行政記録情報の活用

5. 行政記録情報の活用に係るこれまでの動向

- 行政記録情報の二次的な活用については、該当情報を収集する根拠となる法令に基づくことを基本とするが、個票の活用については行政機関個人情報保護法等を除き、規定がないケースも見られる。
- **「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」**
(平成30年4月27日EBPM推進委員会、統計委員会決定)
統計法等の取り扱いを参考にして行う、統計的な利活用のための行政記録情報の提供の検討について、ガイドラインを示している
- **「経済財政運営と改革の基本方針2019」**(令和元年6月21日閣議決定)
「これまでの統計に作成・報告・利用の負担の2割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革をいっそう進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化推進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の『共同化』に取り組む。公的統計を所管する各府省及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。」(55ページ)
- **「統計行政の新生に向けて」**(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会)
「既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装する」(タスク8-1)
- **統計技術・データソースの多様化等検討会の設置**(令和2年3月5日)
「統計行政の新生に向けて」を受けて、効果的・効率的な統計作成に資する統計技術、統計作成に用いるデータソースの多様化等について調査・検討するため、統計改革調査部会の下に「統計技術・データソースの多様化等検討会」を設置

6. 利用者アンケートについて

6. 利用者アンケート

- 行政側からとらえるだけでなく利用者側の意見を幅広く集めるため、アンケートを行いたいと考えている。
アンケート案の概要は以下の通り。

1. アンケートの目的

厚生労働省における調査票情報の二次利用等にかかる利用者の実態を把握し、今後の改善につなげること

2. アンケート対象の範囲

- (1) 地域的範囲 全国（匿名データの場合は海外もありえる。）
- (2) 属性的範囲 利用申請の連絡先担当者

3. 報告を求める個人

(1) 数

- ・ 33条（調査票情報） 20人程度
- ・ 34条（オーダーメード） 5人程度
- ・ 36条（匿名データ） 5人程度

(2) 選定の方法

利用承認された者について令和2年5月末から遡って選定。ただし、同じ申請者又は同じ所属組織の申請者は除外。

4. 基準となる期日又は期間

令和2（2020）年6月18日（木）～7月16日（木）

5. アンケート経路 厚生労働省 – 研究者

6. アンケート方法 オンライン（電子メール）

7. アンケートの周期 1回限り

8. 実施期間 令和2（2020）年6月18日（木）～7月16日（木）

9. アンケート用紙の提出期限 令和2（2020）年7月16日（木）。

10. 公表方法 第2回厚生労働省データ利活用検討会にて公表（当該検討会HPにも掲載）